

総行第 434 号
20240925 中庁第 1 号
令和 6 年 9 月 26 日

各都道府県会計管理者
各都道府県財政担当部長
各都道府県契約担当部長
各都道府県商工担当部長
各都道府県市区町村担当部長
各指定都市会計管理者
各指定都市財政担当局長
各指定都市契約担当局長
各指定都市商工担当局長

殿

総務省自治行政局行政課長
(公 印 省 略)

経済産業省中小企業庁事業環境部取引課長

官公需における適切な価格交渉・価格転嫁について

地方公共団体においては、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号）第 8 条の規定に基づき、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるように努めることとされているところです。

本年 4 月 19 日に閣議決定された「令和 6 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（以下「基本方針」という。）においては、労務費、原材料、エネルギーコスト等の上昇への対応として、実勢価格を反映した適切な請負代金を設定することや契約の途中に実勢価格に変化が生じた場合には必要な契約変更を実施すること、受注者から契約金額の変更について申出があった場合には迅速かつ適切に協議を行うこと等が記されており、各地方公共団体に対し、「「令和 6 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に準じた措置の実施について」（令和 6 年 4 月 19 日付 20240415 中第 1 号 各都道府県知事宛て経済産業大臣通知）及び「地方公共団体の調達における中小企業者の受注機会の確保等について」（令和 6 年 4 月 19 日付総行第 200 号総務省自治行政局長通知）等により、適切な対応を依頼してきたところです。

さて、政府においては、毎年 3 月・9 月に「価格交渉促進月間」を実施し、この期間において実際に価格交渉、価格転嫁を発注者から実施してもらえたか、受注側の中小企業 30 万社へ調査を行い、その結果に基づき、発注企業ごとの「交渉・転嫁の状況」を公表しております。当該調査においては、従前から調査対象となる発注者には国・地方公共団体も含まれておりましたが、上記の通り、官公需においても、適切な価格交渉、価格転嫁へ配慮することが求められていることに鑑み、今回（2024 年 9 月）の価格交渉促進月間での調査においては、調査対象となる発注者に国・地方公

共団体も含む旨を改めて明示し、調査することになりましたので、あらかじめ周知いたします（別紙１、２参照）。これらを踏まえ、各地方公共団体においては、基本方針等に基づき、適切な価格転嫁に向けた取組を行っているかを確認するなど、必要な対応を講じていただきますようお願いいたします。

各都道府県においては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の４第１項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。